

静岡県告示第244号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成16年10月1日静岡県告示第959号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和元年9月10日

静岡県知事 川勝平太

平成16年10月1日静岡県告示第959号の表中 地頭方区域

「

区 分
① 中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業、その他の小型漁業、 小型定置漁業及び小型キンメ釣漁業 小型キンメ釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して釣りにより主として キンメをとることを目的とする漁業）
②～③ （略）

を

」

「

区 分
① 小型定置漁業、小型キンメ樽流し釣漁業、小型キンメ立縄釣漁業並びに 中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業 小型キンメ樽流し釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して主として樽流しによ りキンメを釣ることを目的とする漁業） 小型キンメ立縄釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して主として立縄により キンメを釣ることを目的とする漁業）
②～③ （略）

に改める。

」